

YP47 鋼板に関する規格に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編及び M 編

鋼船規則検査要領 M 編

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

YP47 鋼板に関する規格に関する事項

改正理由

近年、コンテナ運搬船の大型化に伴い、船体に使用される鋼材の板厚が増加する傾向にあることから、YP47 鋼板（規格降伏応力が 460N/mm^2 の高張力鋼）が開発され、同鋼板を大型コンテナ運搬船の上甲板部の縦強度部材に使用することが増えてきている。

このような背景を受け、IACS は、大型コンテナ運搬船の上甲板部の縦強度部材に YP47 鋼板を使用する場合の船体構造、材料及び溶接に関する要件について検討を行い、2013 年 1 月に IACS 統一規則 W31 として採択した。

今般、IACS 統一規則 W31 に基づき、YP47 鋼板の材料・溶接に関する要件を規定した。

なお、IACS 統一規則 W31 には構造に関する要件も規定されているが、これらについては別途、鋼船規則 C 編及び関連検査要領にて定めた。

改正内容

- (1) YP47 鋼板の鋼材規格について規定した。
- (2) YP47 鋼板に対する溶接施工法及びその施工要領の承認時の試験を規定した。
- (3) YP47 鋼板用溶接材料に関する要件を規定した。
- (4) YP47 鋼板の加工及び溶接施工管理基準について規定した。
- (5) YP47 鋼板の製造法承認試験について規定した。